

魚津市告示第111号

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月17日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する週1回のサービス	1月につき	1,655単位
	(2) 要支援2に対する週2回以内のサービス	1月につき	3,393単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	380単位
	(4) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	391単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算		1月につき	100単位
ハ 運動器機能向上加算		1月につき	225単位
ニ 栄養改善加算		1月につき	150単位
ホ 口腔機能向上加算		1月につき	150単位
ヘ 選択的サービス複数実施	(1) 運動器機能向上及び栄養改善加算	1月につき	480単位

加算	(2) 運動器機能向上及び口腔機能向上加算	1月につき	480単位
	(3) 栄養改善及び口腔機能向上加算	1月につき	480単位
	(4) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上加算	1月につき	700単位
ト 事業所評価加算		1月につき	120単位
チ サービス提供体制強化加算	(1) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1月につき	72単位
	(2) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1月につき	144単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	1月につき	48単位
	(4) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	1月につき	96単位
	(5) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算Ⅱ	1月につき	24単位
	(6) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算Ⅱ	1月につき	48単位
リ 生活機能向上連携加算		1月につき	200単位
ヌ 栄養スクリーニング加算		1回につき	5単位
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×59 /1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×43 /1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位×23 /1,000
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×12 /1,000

	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×10 /1,000
--	----------------------	-------	-------------------

備考

- 1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じること。
- 2 イについて、看護職員又は介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じること。
- 3 イについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足すこと。
- 4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足すこと。
- 5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合であって、1月あたりの費用を算定する場合は、それぞれ以下のとおり減算すること。
  - (1) イ(1)及び(3)は1月につき376単位
  - (2) イ(2)及び(4)は1月につき752単位
- 6 ロ及びハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置したサービス事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。
- 7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずること。
- 8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずること。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合には、1月につき100単位とすること。
- 9 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずること。
- 10 ル及びロにおける所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計とすること。
- 11 ヲの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とすること。また、(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とすること。なお、(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)のいずれかの加算を算定している場合においては、その一方の

加算は算定しないこと。

- 12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の算定に含めないこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。